

静岡県の最低賃金

ちゃんとチェック！最低賃金！

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ☒

地域別最低賃金

<効力発生日：令和7年11月1日>

静岡県最低賃金

時間額 **1,097** 円 (改正前 1,034 円)

静岡県特定最低賃金

<効力発生日：令和7年12月21日>

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金

時間額 **1,117** 円 (改正前 1,057 円)

静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金

時間額 **1,133** 円 (改正前 1,073 円)

◆上記特定最低賃金共通の適用除外労働者
(「静岡県最低賃金」が適用されます。)

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く)
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

○ 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

※ 地域別(静岡県)最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

- ・ 「静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金」「静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金」が適用される労働者に対しては、令和7年11月1日から12月20日までは静岡県最低賃金(時間額1,097円)以上、12月21日からは特定最低賃金額以上の支払が必要となります。
- ・ 「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」(時間額1,042円)が適用される労働者に対しては、本年度改正がされなかったため、令和7年11月1日からは静岡県最低賃金(時間額1,097円)以上の支払が必要となります。

最低賃金に関する特設サイト

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>



ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金 特設サイト

検索

静岡労働局ホームページ(最低賃金関係)

(各特定最低賃金個別の適用除外その他の詳細は、以下のページで確認できます。)

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html>

厚生労働省

静岡労働局

☆ 厚生労働省ほか政府では、事業場内の最低賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした賃金引き上げや中小企業・小規模事業者さま向けの各種支援策をご用意しております。

- ・ 業務改善助成金：コールセンター (TEL 0120-366-440) [申請先：静岡労働局雇用環境・均等室]
- ・ キャリアアップ助成金：静岡労働局職業対策課助成金センター (TEL 054-653-6116) 又は お近くのハローワーク
- ・ 働き方改革・賃金引上げ関係：静岡働き方改革推進支援センター (TEL 0800-200-5451)
- ・ 価格転嫁関係：静岡県よろず支援拠点 (TEL 054-253-5117) 又は 下請かけこみ寺 (TEL 0120-418-618)
- ・ 年収の壁突破・総合相談窓口：TEL 0120-030-045